

令和 7 年（2025 年）第 5 回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

2 開催場所 ニセコ町役場 3 階 町民ホール

3 出席委員（12 人）

会長	12 番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8 番	大野	智美		
委員	1 番	大田	和広	2 番	佐々木 淳
	3 番	高橋	洋	4 番	大橋 敏範
	5 番	倉下	きよみ	6 番	久保 正人
	7 番	笹塚	成之	9 番	長井 修
	10 番	佐藤	寛樹	11 番	山崎 常雄

4 欠席委員（0 人）

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第 1 号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について
- 第 5 報告第 2 号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 6 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第 7 議案第 2 号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 第 8 追加議案報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の取下について
- 第 9 追加議案議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 10 追加議案議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 11 追加議案議案第 3 号 経営改善資金計画の意見について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長	山口 丈夫	農地係長	小貫 直人
------	-------	------	-------

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、１２名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第５回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第９条の規定により議長において、８番大野智美君、９番長井修君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山口事務局長と小貫係長を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日１日間と決定しました。

日程第３、諸般の報告をいたします。

令和７年第４回総会以降の会長及び代理の動静について、報告する事項はありません。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第４、報告第１号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件

日程第５、報告第２号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第１号の朗読と説明】

１件の報告がありました。

令和６年７月に転用許可となった事案で、転用面積は２，９２４．８㎡でした。本年３月に建築工事が完了した事案です。

位置図を５ページに、現場写真を６ページかに添付しております。

以上で、報告第１号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

2件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、8、9ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、報告第1号から報告第2号を報告済とします。

議案第1号については、大田委員に関する案件、笹塚委員の親族に関する案件が含まれていますので、議案第1号審議中、大田委員と笹塚委員は議事に参加しないでください。

日程第6、議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

本件については、権利の新規設定が5件、再設定が12件、計18件になります。

権利の新規設定は番号1. 2. 3. 10. 11、再設定はそれ以外となります。

権利設定の内容、借入期間、賃料等については、11ページから14ページに。農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各号に対する要件確認のチェックリストは15、16ページに、対象地の図面は17ページから37ページに掲載していますのでご確認ください。

議決後ですが、当農業委員会が北海道農業公社に対し促進計画を定めるよう要請を行い、要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し、ニセコ町は道から権限委譲を受けているため、ニセコ町長に対し認可申請を行います。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第１号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第１号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第７、議案第２号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第２号の朗読と説明】

ご覧のとおりあっせんの申出がありましたので地区担当委員を主任に、隣接地区委員を委員に指名するものです。図面は 39 ページです。

以上で、議案第２号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第２号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第１号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。
以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

それでは一時休会とします。(午後１時４５分)

それでは、再開いたします。(午後１時５５分)

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第８、追加報告第１号「農地法第５条の規定による許可申請の取下について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加報告第１号の朗読と説明】

本年３月総会で議決した新幹線工事に関する農地法５条による許可申請ですが、許可方針該当事項やそれに伴う確認書類等に不備があり今回取り下げがありましたので報告します。なお、追加議案第２号で同地に関する農地法５条による許可申請がありますので、その際に改めて説明いたします。

以上で、追加報告第１号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の追加報告第１号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、追加報告第１号を報告済とします。

日程第９、追加議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加議案第１号の朗読と説明】

議 長

本案につきましては、農業用倉庫を建築したいとの申請です。
農地法第4条調査書を4ページから7ページに、位置図等は8ページから11ページに添付しております。
申請農地については、10ha以上の集团的農地であり1種農地と判断しております。
転用後の土地利用については、農業用倉庫等となっており、適切な利用計画と判断いたしました。
周辺の農地以外の土地には倉庫や現住宅が建築されており、ほかに適当な場所無く、7ページの調査書5総合判断の転用可否の判断にあるとおり、転用はやむを得ないと考えます。
なお、現在用途変更中のため許可は用途変更確定後になります。
以上で追加議案第1号の朗読と説明を終わります。

これより、追加議案第1号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、追加議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10、追加議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加議案第2号の朗読と説明】

先ほどの追加報告第1号で説明したとおり、取り下げがあり、改めて許可申請がありました。
調査書を14ページから17ページに、位置図等を18ページから21ページに添付しています。
転用の可否については、17ページの調査書5総合判断の転用可否の判断に

あるとおり、許可方針該当事項として公益性が高いと認められる事業であり、農地法施行規則第37条第1号に該当するため、転用はやむを得ないと考えます。

以上で、追加議案第2号の説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第11、追加議案第3号「経営改善資金計画の意見について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加議案第3号の朗読と説明】

青年等就農資金・経営体育成強化資金の貸し付けを受けるための意見を求められました。

氏名等についてはご覧のとおりで、経営改善資金計画書等23ページから29ページに添付しております。

以上で、追加議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第3号「経営改善資金計画の意見について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第3号「経営改善資金計画の意見について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年5月26日、第5回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 8 番 大 野 智 美

署名委員 議席 9 番 長 井 修